

須崎市公告第36号

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年7月7日

須崎市長 楠瀬耕作

第1 入札案件に関する事項

1	工事番号	令和7年度 市単 第7-28-40号
2	工事名	中ノ浦排水機場仮設ポンプ設置工事
3	工事場所	須崎市 浦ノ内東分
4	工事概要	仮設ポンプ設置 N=3台
5	工事期間	契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで
6	予定価格	事後公表
7	最低制限価格	事後公表
8	週休2日制モデル 工事	対象

第2 入札参加資格要件に関する事項

1	共通事項	<ol style="list-style-type: none">地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。令和7年度須崎市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に記載されている者で、機械器具設置工事に申請がある者。公告の日から開札の日までの間に、須崎市建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。須崎市から暴力団排除措置を受けていない者であること。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立てがなされていない者であること。民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
2	入札参加形態	単体
3	資格要件	次の①～③の条件を全て満たす者 ①高知県内に本社を有する者 ②経営事項審査を受けており、機械器具設置工事の総合評定値

	(P) が 700 点以上の者 ③国または地方公共団体が発注した高知県内の排水機場におけるポンプ設置工事の受注実績がある者
--	------------------------------------------------------------------

第3 入札参加手続等に関する事項

1	参加申込期間	令和7年7月8日(火)午前8時30分から 令和7年7月22日(火)午後5時00分まで
2	参加申込方法	持参または郵送(令和7年7月22日必着。)にて、参加申込書等を参加申込期間内に提出すること。
3	参加申込書受付票の発行	申請書の提出後に、受付票を発行する。なお、申請書提出の際は返信用封筒を持参または郵送すること。
4	申込書類等	1. 制限付き一般競争入札参加申請書(様式1) 2. 施工実績調書(様式2) 3. 営業所一覧(様式3) 4. 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)
5	閲覧図書等	閲覧期間 令和7年7月7日(月)午後1時00分から 令和7年7月23日(水)午後5時00分まで
		入手場所 須崎市ホームページからダウンロードすること。
6	閲覧図書に関する質問・回答	受付期間 令和7年7月8日(火)午前8時30分から 令和7年7月22日(火)正午まで
		提出方法 受付期間中に総務課総務管財係に電子メールで提出すること。
		回答期間 令和7年7月8日(火)から 最終回答期限 令和7年7月23日(水)
		回答方法 須崎市ホームページにて回答する。

- 注) 1. 参加申込書等の持ち込みの受付時間については、須崎市の休日を定める条例(平成元年須崎市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)とします。
2. 質問内容により回答の閲覧(須崎市ホームページの掲載)に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには回答します。

第4 入札執行について

1	入札日時	令和7年7月24日(木)午前10時30分から入札、即時開札
2	入札場所	高知県須崎市山手町1番7号 須崎市役所 総合保健福祉センター2階 会議室2

3	落札決定について	開札後、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。最低価格を入札した者が2者以上いる場合は、くじにて落札者を決定する。
4	再度入札について	再度入札の回数は、2回とする。
5	入札に関する留意事項	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
6	工事費内訳書の提出について	入札参加者は、工事費内訳書(様式は閲覧関係図書参照。記載すべき事項の記載があれば、別様式でも可とする。)を入札時に入札書と一緒に提出(入札箱へ投入)すること。提出がない場合は、無効の入札とする。

第5 契約に関する事項

1	契約書作成の有無	有
2	入札保証金	要しない
3	契約保証金	要する(契約金額の100分の10以上)
4	契約予定日	令和7年7月31日(木)
5	入札の無効	須崎市契約事務規則第19条に該当するとき
6	前払金	有(契約金額の100分の40以内)
7	中間前払金	有(契約金額の100分の20以内)
8	部分払	有
9	中間前払金と部分払の選択該当工事の別	有

第6 提出先・問い合わせ先

〒785-8601

高知県須崎市山手町1番7号

須崎市総務管財係 契約担当

TEL : 0889-42-3791 (直通) FAX : 0889-42-7320

MAIL : somul@city.susaki.lg.jp (エスオーエムユーイチ@以下は全てアルファベット)